

会

議

午前10時 0分開会

○議長（大黒孝行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成25年2月下田市議会臨時会
は成立いたしましたので、開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会期の決定

○議長（大黒孝行君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会会期は、本日より14日までの3日間といたしたいと思えます。これにご異議ご
ざいませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は3日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりであり
ますので、ご承知おきを願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、8番 藤井六一君と10
番 田坂富代君の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

1月11日、第129回静岡県東部地区市議会議長会が静岡市で開催され、私と副議長が出席
をいたしました。

この議長会では、伊東市提出の「自治体における防災・減災のための事業に対する国の財

政支援について」及び静岡市提出の「南海トラフ巨大地震対策の推進について」の2件の議案を審議し、可決されました。

この提出議案2件につきましては、1月31日開催の第144回静岡州市議会議長会定期総会に提出することに決定いたしました。

次に、1月28日、静岡県地方議会議長連絡協議会の平成24年度第3回政策研修会が静岡市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この研修会では、東洋大学経済学部教授、根本祐二氏を講師に「朽ちるインフラ問題は解決できるか～シティマネジメントの可能性」の講演を聴取いたしました。

次に、1月31日、第144回静岡州市議会議長会の定期総会が熱海市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この総会では、平成24年度会務報告並びに平成25年度の予算審議を初め伊東市提出の「自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援について」、静岡市提出の「南海トラフ巨大地震対策の推進について」、牧之原市提出の「農振法上の法規制の緩和と柔軟な運用について」及び焼津市提出の「長寿命化改修事業に伴う補助制度の整備について」の4件の議案が審議され、可決されました。

この議決事項の処理につきましては、会長に一任することに決定いたしました。

続いて、平成25年度当議長会の役員の変更が行われ、下田市は東海市議会議長会の理事及び全国市議会議長会評議員に内選されました。

また、この総会で当議長会表彰規程に基づく表彰が行われ、7名の議員の方に勤続10年以上の一般表彰があり、田坂富代副議長が表彰を受けられました。

表彰のありました藤井六一議員、沢登英信議員、鈴木敬議員、土屋雄二議員、土屋忍議員及び伊藤英雄議員には、後ほど表彰の伝達をいたします。

次に、要望活動について申し上げます。

12月25日、下田市における産業廃棄物処理についての要望を静岡県に対し行い、市長とともに11名の議員が参加いたしました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

1月30日、和歌山県海南市の議員6名が新庁舎建設についてを視察されました。

次に、報告書の提出について申し上げます。

下田市教育委員会委員長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により平成23年度下田市教育委員会自己点検・評価報告書の提出がありました。その写しを配

付してありますので、ご覧ください。

次に、昨日までに受理いたしました要望書1件でございます。

下田市消防団団長、藤井英次氏より提出のありました財団法人静岡県消防協会、静岡県消防長会の平成24年度要望書の写しを配付してありますので、ご覧ください。

それでは、ここで先ほど申し上げました第144回静岡市議会議長会定期総会で表彰を受けられました藤井六一議員、沢登英信議員、鈴木 敬議員、土屋雄二議員、土屋 忍議員及び伊藤英雄議員に表彰を伝達いたします。

なお、下田市議会慶弔見舞い等に関する内規により、お祝い金を贈呈いたしますので、ご了承ください。

表彰を受けられました議員の方は、中央にお進みください。

[表彰状伝達 拍手]

○議長（大黒孝行君） ここで表彰を受けられました議員を代表いたしまして、沢登英信議員よりご挨拶がございます。

○7番（沢登英信君） 議長よりご紹介いただきました沢登英信でございます。

このたび10年の表彰を受けられました6人を代表いたしまして、お礼の言葉を述べさせていただきますと思います。

この下田市で生まれ、この下田市で育ち、この下田市をより一層いいまちにしていこうと、この10年間頑張ってきた仲間であろうかと思えます。

私自身のことを申し述べさせていただければ、まさに列島改造論、乱開発によります海が荒れ、山は崩される、そして10ものゴルフ場建設計画がこのまちを襲うというような時期を迎え、さらに大沢、ヒノキ沢林道地区におきましては、産業廃棄物公害、大都会のごみ捨て場にはいけない、こういう戦いを皆さんとともに、先輩議員とともに、また地元の人たちとともに、運動をしてまいった記憶が新たでございます。

そして今日、少子・高齢化のもとで中学校やあるいは幼稚園、保育園の統廃合問題が、この過疎のまちの中でどのような教育システムを、子育てができるまちづくりをしていったらいいのかと、こういう課題も今日抱えていようかと思うわけであります。

また、中心市街地の活性化の問題、今日のデフレ不況の中で、どうまちの進むべき方向のかじを取っていったらいいのかと、当局とともに開国のまちということで楠山市長は提案しておりますが、きっちりしたチェックとまた協力体制もとりながら、より一層、いいまちに、皆さんとともにしてまいりたい、このような決意を述べさせていただきます、10年の表彰

のお礼の言葉にさせていただきたいと思います。

ありがとうございました（拍手）

○議長（大黒孝行君） 次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（遠藤逸郎君） 朗読します。

下総庶第21号。平成25年2月12日。

下田市議会議長、大黒孝行様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成25年2月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成25年2月12日招集の平成25年2月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第1号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議第2号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議第3号 下田市一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の制定について、議第4号 下田市道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の制定について、議第5号 下田市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議第6号 下田市営住宅等整備基準を定める条例の制定について、議第7号 下田市都市公園の設置基準を定める条例の制定について、議第8号 下田市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例の制定について、議第9号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について。

下総庶第22号。平成25年2月12日。

下田市議会議長、大黒孝行様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成25年2月、下田市議会臨時会説明員について、平成25年2月12日招集の平成25年2月、下田市議会臨時会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

市長 楠山俊介、副市長 糸賀秀穂、教育長 野田光男、企画財政課長 滝内久生、総務課長 名高義彦、建設課長 土屋範夫、上下水道課長 平山雅仁、健康増進課長 平山廣次、環境対策課長 大川富久。

以上でございます。

○議長（大黒孝行君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎議第1号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第1号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） それでは、議第1号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開きください。条例改正等説明資料は、1ページから26ページが本条例の該当する説明のページとなります。

本議案は、提案理由にもございますとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び第105号）の施行に伴い、地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものでございます。

次の2ページをお開きください。

それでは、本条例の内容についてご説明いたします。

本条例は、本文202条と附則4項でなる多くの条文を抱える条例となっております。目次から全体の構成についてご説明いたします。

第1章の総則は、第1条から第3条までとなります。

第2章から第9章までは、介護サービスの区分別に施設等の基準等の内容がそれぞれ規定されております。

第2章は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護。

第3章は、夜間対応型訪問介護。

第4章は、認知症対応型通所介護。

第5章は、小規模多機能型居宅介護。

第6章は、認知症対応型共同生活介護。

第7章は、地域密着型特定施設入居者生活介護。

次の3ページをお開きください。

第8章になります。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護。

第9章は、複合型サービス。

以上、8つのサービスについて、施設等の基準等を規定してございます。最後の章が附則となります。

それでは、おおむね条文の順に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、趣旨となります。この中に介護保険法第78条の2第1項及び第4項第1号と記述してございます。この部分の規定については、次のページの右側のページになります。第2条第2項をご覧ください。上から6行目となります。法第78条の2第4項第1号の規定により、条例で定める者は、法人である者とするとし、もう一つの規定は、すみません、58ページをお開きください。第8章、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、第1節基本方針、第150条第2項、58ページに記載になっております。法第78条の2第1項の規定により、条例で定める定員は、29人以下とすると定めるものでございます。いわゆる地域密着型の特別養護老人ホームの定員でございます。

すみません。3ページにお戻りください。2行目をご覧ください。

第1条並びに78条の4第1項及び第2項と記述されています。この後半部分は、第2章から第9章になるサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を規定するものでございます。

第2条には、定義。第3条には、一般原則が規定されてございます。

次の第2章は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスとなります。

可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、定期または随時通報により居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応を行うことによって、居宅において生活を送ることができるようにするための援助等を行うサービスです。

次の5ページをお開きください。

人員に関する基準は、5ページの第6条と7ページに記載されております。第7条に規定され、オペレーター、訪問介護員、看護師、管理者等の員数等の基準が規定されております。

7ページの第8条には、設備に関する基準が定めてございます。

定期巡回・随時対応型の訪問介護等を提供するための設備及び備品について規定しており

ます。

第9条から運営に関する基準となります。

第9条から18ページの第42条、記録の整備までが運営に関する基準が規定されております。

この第2章の運営に関する基準の多くが、第3章以降に規定する同様の基準として準用及び読みかえの規定となっております。

18ページの下段には、連携型で行う場合の特例が規定されております。

第43条には、人員及び運営の基準の適用除外を、次のページの第44条には、指定訪問看護事業所との連携についての方針等が規定されております。

同19ページの中段から第3章、夜間対応型訪問介護の規定となります。

夜間において、定期的な巡回または随時通報により介護サービスを行うものです。人員、設備、運営等の基準は、夜間において提供するサービスに対応した規定となっております。

24ページをお開きください。

第59条ですが、準用及び読みかえの規定が定められております。

第3章から第9章には、各章の最後の条に準用の規定の定めがなされております。

同ページの下段には、第4章、認知症対応型通所介護になります。認知症の方が利用できる通所介護のサービスです。下田市については、このサービスはやっております。このサービスは、この後の条例の第2章に、ほぼ同様の定めとして規定されております。要支援の方も受けられるサービスです。

25ページをお開きください。

第61条、次のページとなる第62条に、単独及び併設による場合の人員及び管理者の基準を定めてございます。

下段の第63条に、設備及び備品等の基準が定めております。

27ページをお開きください。

第64条、第65条、第66条、共用型で行う場合の基準が規定されております。

28ページをご覧ください。

第67条から、32ページの第79条までが運営に関する基準となります。

第69条、第70条には、指定認知症対応型通所介護の基本方針及び具体的取り扱い方針についての定めが規定されております。

32ページをお開きください。

第5章、小規模多機能型居宅介護となります。

通所を中心に、自宅に来てもらう訪問、もしくは短期の宿泊等のサービスです。このサービスは、この後の条例の第3章に、ほぼ同様の定めとして規定されております。要支援の方も受けられるサービスです。第5次介護保険事業計画の中で今期入れる事業でございます。

第82条から第84条が人員に関する基準となります。通所、訪問、宿泊に対応した人員が規定されております。

36ページをお開きください。

第85条に登録定員及び利用定員、第86条に設備及び備品等の基準が定めてございます。運営の基準は、37ページの第88条から第107条に規定されております。

43ページをお開きください。

第108条は、準用規定となります。

次に、同ページとなります第6章、認知症対応型共同生活介護をご説明いたします。

いわゆるグループホームと言われているものです。下田市にもこれはございます。認知症の高齢者に対して、共同生活をする住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。このサービスは、この後の条例の第4章に、ほぼ同様の定めとして規定されております。要支援2の方も受けられるサービスです。

第110条から45ページの第112条に、人員に関する規定が定めてございます。

45ページの第113条には、設備に関する基準を定めております。

46ページの第114条から49ページの第127条までが運営に関する基準が定められております。

次のページの第128条は、この章の準用規定となります。

次に、第7章、地域密着型特定施設入居者生活介護についてご説明いたします。

有料老人ホーム、養護老人ホーム等の特定施設のうち、定員が29人以下の介護専用型の特定施設に入居する人は、日常生活上の世話や機能、訓練等が受けられます。人員の基準は、第130条から52ページの第131条に定められてございます。設備に関する基準は、52ページの第132条となります。介護、居室、浴室、機能訓練室等の基準を定めております。

53ページの第133条から57ページの第148条に、運営に関する基準が定めてございます。

58ページの第149条は、この章の準用規定となります。

次に、第8章、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護についてご説明いたします。

いわゆる特別養護老人ホームと言われている施設での介護サービスとなります。58ページの下から8行目をご覧ください。

第150条第2項になります。この条項には、この施設の定員を定めており、29人以下とするものです。人員に関する基準は、次のページの第151条に規定されており、医師、生活相談員、介護職員等必要な人員について、16項にわたって定めてございます。

61ページをお開きください。

設備に関する基準となります。第152条第1項第1号アに、居室の定員を定めております。1室1人が原則となります。ただし、地域の実情を踏まえ、必要と認められる場合は4人以下としております。原則は1人としていますが、ただし書き以下で4人以下と規定いたしましたが、厚生労働省の基準では、ただし書き以下の人数を2人以下としております。その他に静養室、浴室等の設置について規定してございます。

62ページをお開きください。

運営に関する基準となります。69ページの第176条までがその基準等となります。

次の第177条は、この条の準用規定となります。

第178条からは、ユニット型の特別養護老人ホームでの基準を規定したものです。

71ページをお開きください。

第180条第1項第1号アで、居室の定員を定めております。1室1人とし、必要と認められる場合は2人としております。ここの規定は、厚生労働省の基準と同じとなっております。1ユニットの入居定員は、おおむね10人以下としております。

次のページに運営の基準及び準用の規定が第188条までに規定されております。

76ページの第9章、複合サービスをご説明いたします。

小規模な住居型の施設で、通いを中心に自宅に来てもらう訪問、事業所に泊まる宿泊のサービスに、看護を加えたサービスです。

第191条、第192条は、人員に関する基準、第194条、第195条は設備に関する基準、第196条から85ページの第201条に運営に関する基準が定められております。

第202条は、準用の規定でございます。

82ページをお開きください。

最後に、附則ですが、この条例は、平成25年4月1日から施行いたします。2項、3項、4項は、病院や診療所を転換して、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設する場合、経過措置を定めております。

なお、議案の説明資料には、基準の内容等が各章別に記載してございます。従うべき基準、標準、参酌する基準等の類型もあわせて記載してございます。審議のご参考にしていただ

ればと思います。

説明につきましては、以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番。

○7番（沢登英信君） 下田市の指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備、運営に関する基準を定めるということでございますが、この基準は既に国の基準があり、また県の基準があると、こういうことでございますが、第一にこれらの従来の基準との関連をどのように捉えられているのかという点を1点まずお尋ねしたいと思っております。

それから、大変基準ということで細部にもわたっていろいろかと思いますが、これらの基準をチェックするといえますか、体制はどのように進められるのかという点をお尋ねしたいと思うわけでありまして。国基準あるいは県基準であれば、国や県がこれらの施設の点検をされ、体制をとるような仕組みがあったかと思いますが、市の基準ということになりますと、この基準をどのように守ってもらっていくのかという仕組みや体制が必要になってこようかと思いますが、その点はどうなっているのかと。あるいは罰則規定だとか、運用規定だとかは、この中に入らないということで、法に基づくところに委任がされているのかと、こういうことでございます。

それから、この中で問題なのは、何ていいたしても29人以下のあるいは特別養護老人ホームにも適用がされるのかもしれませんが、施設基準であります、1人の居室の定員は原則1人とすると。ただし、国基準は2人までであるけれども、4人まで広げるんだと。要するにこれは国の基準よりも言い方をいえば悪い基準といえますか、広げた基準になっていようかと思うわけですね。施設は違いますけれども、先日も長崎のグループホームで火事があり、4人の年寄りが亡くなる。2人の方々が病院に行かれると。9人程度の施設であったんではないかと思っておりますけれども、やはりそういうことを考えたら、お年寄り自身が認知的なものが出ておると、お財布がなくなるあるいは下の世話をあるいはいびきが聞こえるというような争いが当然4人の施設もあれば、想定がされるわけでありまして。

そういうことの中で2人の基準ということになっているわけでありまして、ぜひともこれはせめて国と同じ基準の広げても2人だと、こういうぐあいにすべきだと思っておりますが、ど

ういうわけで4人まで認めるという形にしたのかと、その実態をどのように把握しているのかという点をあわせて、この3点をお尋ねしたいと思います。

○議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） まず1点目の質問でございます。国と県のそれぞれ介護保険法が改正されまして、地域の自主性を重んじた形で運営していく、そういった形で今回基準をつくったわけです。これ特に国のほうが省令のほうをあわせて改正いたしまして、国の省令に合わせた形で各自治体の条例をつくっていくという、こういった作業が行われたわけです。そのときにどのような捉え方で、考え方で条例を落とし込んできたのかということの1点の質問でございます。

この中で国のほうは、従うべき基準、これについては従わなければ法律違反ですよと、こういったことでまずは1点挙げております。それと、3つあるわけですが、標準的な基準に沿ってやりなさいよという基準があります。それは合理的な説明がつく範囲で、標準を参考に各地域の実態に合わせていくという、こういった部分がまずあります。それと、地域の実情に合わせて参酌していい、いわゆる地域の実情に合わせて、考え方によって、地域の実態に合わせた形で条例をつくっていただいて結構ですよと、こういった3つがあったわけございまして、そういった3つの基準をそれぞれ条例の中に確認しながらつくったわけでございます。

考え方としては、国の基準をもとにつくってございます。というのは、特に今までこれは新たにできた基準ではなくて、平成18年から地域密着型ができています省令でございまして、今まで特にそういった変更を見直すような実態がなかったということで、国のほうの基準どおりでいだろうということで進んでおります。

次に、18年から地域密着型が行われておりまして、どのようなチェックが行われていたかということですが、当然適切な運営をしていくということで、事業者とかケアマネ、こういった方とか、我々、あと利用者、そういった中で協議とか、推進運営会議、こういった中でよりよい適切な運営をしていくというこういった協議の場がございまして、そういった形で進めるのが1点と。

いわゆるチェック機能として、どういった形で進めていくのかというと、書面の調査でございます。こういったものもやっております、また実態調査も事実今後やらなきゃならないのかなというふうには思っております。

あと、請求書が来るわけですが、そういった請求書の内容のチェックは当然今ま

でどおり行っておりますので、こういったものを通じまして、チェック体制を確実にしていくということでございます。

あと、特別養護老人ホームの基準でございますが、いわゆる29人以下の今回特別養護老人ホームでございますが、この基準について、原則はあくまでも1人でございます。国のほうも原則1人、ただし書きの中で国のほうが2人でございます。ただ、これユニット型と従来型の個室とありまして、ユニット型につきましては原則が1人、当然国の基準も2人になっておりまして、ここは同じ同様の基準になっております。

多床室が悪いのかという、こういった部分の議論がやはり国においてもされていたわけです。基本的な方向としましては、ユニット型で進めるというのが今の現状での大まかな流れじゃないかというふうに感じております。下田においても、ユニット型の施設と多床室型の施設があるわけございまして、こういった現状を踏まえた上で、まず4人にしたという部分があります。

4人にしたときの実態が悪いのかという、こういった部分でございますが、人権が多床室だと見られないんじゃないかという、こういった考えもあるわけですが、アンケート等をとった結果によりますと、約3割以上の方が、これは国のほうの審議会で出されたアンケートですが、多床室でいたいというこういった希望もあるわけでございます。

それともう1点、多床室であることによって、お互いが連絡、顔が見えるような形で住みたいという、こういった希望もあるものですから、こういった希望を今すぐ軌道変更しなくもいいんじゃないかという部分がありまして、そういった形で当面は多床室、原則は1人ですが、地域の実情を踏まえて4人にするという、こういった提案をしております。

以上でございます。

○議長（大黒孝行君） 7番。

○7番（沢登英信君） ただいまのご答弁をいただきまして、従うべき基準、それから標準的な基準、地域の実情に合わせたということで、この29人以下の特別養護老人ホームについては、地域の実情に合わせたんだと、それはそこに措置されている方々、入所している方々の多床室がいいという意見があるから4室にしたんだと、こういう答弁ですが、そうであればどこの調査をされたのかと、明らかにしていただきたい。この施設は、下田地区あるいは賀茂地区にはないんじゃないかと、こう思うわけです。だれの意見を聞いてやったのかと。

そして、この仕組みからいえば、その方の暮らしをするところになるわけですから、当然お年寄りになればいびきをかくだとか、下のものをいじってしまうだとか、いろんなことが

想定されるわけです。暮らし向きをすところのプライバシーをきっちり守ると、そしてみんなの広場で、広場といいますか、みんなが集まるところがあって、そこでみんなと交流をすると。あるいはヘルパーさんやケアマネ等のケアをしてくださる方があって、その人の社会性を保っていくと、こういう仕組みが当然必要になっているわけですので、多くの人がいれば、そこで認知症が進まないとか何とかというような議論は、全く的外れの議論であると、施設としての責任を果たしていないということになると思うわけです。

しかもこの規定は、施設としてどうあるべきか、設置者がどのような施設を設置するかということにかかわる問題でありますので、国以下の基準を定めるというようなことは、これは十分な検討と、なるだけそういうことはしないという姿勢が当然求められると思うわけです。2人を4人にしていくというような極端な基準を緩やかにすることは、むしろ施設者の利益を図るといふぐあいに考えざるを得ないと。そこに措置されている人のためになんていうのは、とんでもないことだと、後からつけたとんでもない理由だと私は思うわけです。その点について再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 地域密着型の施設ではございませんが、特別養護老人ホームについては市内に2つあるという、これは県のほうの基準もありますので、29人以下については、下田市にはないわけでございます。ただ、県の基準で今つくられている基準がユニット形式の部分と多床室の部分のそれぞれ施設があるわけです。こういった中において、ユニット形式と今ある多床室との違いの大きな点が住居費等、こういった部分の負担がかなり大きいという、こういった部分がございます。ですから、理想と当然実態が違ってきている、こういった部分があるわけです。それを今地域の実情に合わせてなるべく軟着陸に持っていくと、こういった部分が必要になってくるんじゃないかというふうに思っております。

ユニットでの入ったときの居住費と多床室の居住費が違うという、こういった部分は、むしろこちらから国のほうに積極的に仕掛けて、低所得者でも入れるような制度設計にさせていただく必要があるんじゃないかということでございまして、我々としてもそういった面からの国・県への要望はしていくわけでございますが、今実態的になっている状況としては、そういう実情があると。

ただ、ユニット形式についても、従来型についても1人が原則でございまして、例えば1人といっても国のほうは2人ということをとっております。これは多分夫婦とかそういった

ものを想定しての2人をただし書きで認めているんだらうということでございますが、下田市としては、今後進むべき方向としてどうあるべきかということも考えながら、ここで急激にハンドルを切りかえるような形で、2人にするという事は、低所得者の部分をどうするかということ国と県に訴えながら、行っていくべきであらうというふうに捉えて、当面は、下田市のほうは4人ということで進んでおります。

○議長（大黒孝行君） 7番。

○7番（沢登英信君） 意見を申し述べて終わりたいと思いますが、特養が何カ所かあって、その実態から判断をしたんだと、こういう答弁であったかと思います。稲梓にあります特別養護老人ホームは、それは長い期間以前からやっていますので4人型だと。しかし吉佐美にできました施設はユニット型になっているわけでありまして。したがって、さかのぼってこれを適用するというものではなくて、今後の施設についての当然これは適用になってこようかと思うわけです。そうであれば、古い4人の方に戻すのではなくて、それは新しい方のユニット型ということで、今後特養が必要になればユニット型の指導をしていくわけですから、そのユニット型の指導に合うような基準にしていくというのが、僕は当然やるべき姿勢ではないかと。

費用が云々は確かに重要な問題でありますけれども、問題とすれば別の問題でありますので、ユニット型のものであっても年金等でそこで過ごせるような金額にしていくということは、また新たに努力をしていくべき課題ではないかと、こういう整理をすべきではないかという意見を申し述べて終わりたいと思います。

○議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

11番。

○11番（土屋 忍君） 52ページのところのこれは地域密着型の施設のことでいろいろ基準が書かれているところがございまして、例えば今テレビで大変話題になっている、認知症の施設の火災で亡くなられたというようなことが今騒がれているわけですが、例えば52ページのところに、設備に関する基準というのがありまして、132条のところですが、これを見ていきますと、この施設というのは耐火建築物、または準耐火でなければならないというようなのがあって、その下にただし市長が火災予防、消火活動等に関し云々ということが書いてあるわけですが、この辺のものというのは木造でもいいよと、ただしスプリンクラーつけてなきゃならないとか、難燃性の内装材がこういうものでなきゃならないとか、防火区画をしっかりとってなきゃならないとか、いろいろ規定が書いてあるわけなんで

すけれども、このような規定というのは、例えば建築基準法だとか消防法、そういうものとの関連というか、連携というか、こういう施設をやるということで建物をつくりました。実際に検査を受けるじゃないですか、そういうときに消防法だとか建築基準法に合っている内容なのか、もっと厳しい内容なのか、だれがこの条例に対して検査をするのかと。具体的な話になってあれなんですけれども、その辺はどういうような考えなのかをちょっと説明いただきたいんですけれども。

○議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 52ページの施設については、これは有料老人ホームで行うサービスの内容になっております。先ほどの説明のところは、特別養護老人ホーム、こういった違いがございますので、そこが1点ちょっと確認をさせていただきました。

ここの132条で、1項、2項、3項から7項まであります。最終的には、全ての基準をクリアしなきゃならないというこういった部分がございます。この7項に、これは有料老人ホームの関係でございますが、6項までは当然クリアして、7項で建築基準法及び消防法の定めるところによるということで、こういったものがございますので、最終的にはこういったものを確認して、許認可がおりると、こういった部分でございます。これ以外にも当然国立公園法だとか、都市計画法、こういったものが審査の対象になって、認可されるというこういった部分でございます。

以上です。

○議長（大黒孝行君） 11番。

○11番（土屋 忍君） いろいろな法律の中でそれをクリアしなければならないということなんですけれども、こうやって条例を制定するわけですから、それについて私が言いたかったのは、例えば施設を新たに設置するような事例があった場合に、そういうものはやはり健康増進課が絡んでくるのか、それともどういう形でやるのかということを知りたかったんですけれども。

○議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 施設の設置につきましては、介護の計画、3年ごとに計画をつくっていくわけございまして、こういった計画に入っていないとできません。計画の段階において、当然そういった部分のすり合わせをしていく、こういったことになりますので、あと認可を受けるについてもろもろの条件については、そういった計画がまずされているということが一つの条件の中にあるとしまして、その計画に基づいて我々とまず協議していく必

要があります。関係の消防とか、建築については、当然事業主、事業者、設置業者がいろいろな折衝しながら決めていく話でございます。

以上でございます。

○議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

3番。

○3番（伊藤英雄君） ニュース等で、グループホームで火災があったということで、何年前にも火災による死亡事故等がありました。下田でもグループホームがあり、小規模施設があるんですが、そのところの火災の予防、消防施設等ですか、これが実際にはどうなっておるのかということが1点と。

それと、実際にスプリンクラー等がない施設が運営されているんですが、下田市においてはそういう消防設備が整っていなければ認可をしないという理解をしいのかどうか。あるいは消防施設等が整っていない場合には、認可の取り消しもあり得ると、こういう理解をしいのかと。

以上。

○議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 一昨日ですか、グループホームで火災があつて、先ほども質問の中に出たように、死亡者が出たという痛ましい事故でございます。これに関して、下田の実態がどうなっているかということが1点ありましたので、それについて説明いたします。

まず、下田で行っている地域密着型、いわゆるグループホーム、これは2つありまして、スプリンクラー、これにつきましては補助金を22年、23年にそれぞれ1年に1件ずつやりまして完備されております。これは275平方メートル以上の建物については、消防法が改正されて、設置義務があるというこういった部分でございます。それに基づいて補助金を出して22、23年でスプリンクラーの設置はされてございます。

それとあと、防災体制がどうなっているかということでございますが、昨年秋、やはりスプリンクラーの設置も踏まえまして、実施訓練のほうにうちのほうから出向きまして、消防の方も来て確認しながらやっていた経過がございます。当然お年寄りとか認知症を持っている方については、なかなか体の動きが悪いということがありますので、そういった訓練を通じて、なるべくいざのときでも命が守れるような形の体制づくりが必要であると思っております。

それとあと2点目は、認可については当然基準に基づいてやるわけでございますが、少なくとも基準についてはクリアしていただくということでございまして、275平方メートルに

については、スプリンクラーを入れたり、各種消防の基準がありますので、少なくとも基準は守っていただかないと建築ができないわけでございますので、それ以上の必要があるかどうかについては、場合、場合で判断していく部分だろうと思います。

以上でございます。

○議長（大黒孝行君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 275平米以上であれば建築基準法で引っかかって建築許可がおりないからという答弁をいただいたんですが、275平米以下の場合、この場合この条例でいえば建築基準法ではクリアしても、この条例上は275平米云々というのが範囲ではないんで、この条例に基づいて消防設備等が整っていなければ、これはグループホームあるいは小規模等、養護老人ホームは認可されないという理解をしていいのかどうかと。つまり、条例違反で認可できないと、こういう運用は下田市であり得るのかどうかということなんです。

○議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） この基準を下回る基準での建物の設置というのは、できないというふうに思って結構だと思います。そういった形で進めるのが我々の立場でございますので。

○議長（大黒孝行君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 確認なんですけれども、私が聞いたのは275平米未満であっても、同じように消防施設が設置されていなければ許可はできないという理解でいいのかという質問ですが。

○議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 275平米というのは、スプリンクラーの設置でございます。個別個別にどういった対応ができるのか。例えば275以下でもスプリンクラーがなかった場合の対応がどうやった形でできるのかという、こういった具体的な個別の案件で整理していかなければならない事例だと思います。ですから、一概に275以下でスプリンクラーがなければ許可をしないのか、するのかという判断は、ここでは差し控えさせていただきたいと思っております。

ただ、基本的には275であっても、安全を守る上から必要であろうと。なおかつ県のほうの補助金についても275以下についても、なるべくつけるような指導とかそういった形でできております。そういったことを踏まえながら、個別個別では見るんですが、なるべく安全な施設で介護を受けていただくということが基本の原則であろうと思います。

以上です。

○議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第1号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時 5分休憩

午前11時15分再開

○議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第2号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第2号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 議第2号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の84ページをお開きください。

説明資料は、先ほどの資料と共通となっております。

本議案は、提案理由にもございますとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び第105号）の施行に伴い、地域密着型介護予防サービス事業に関する基準について定めるものでございます。先ほどと同じでございます。

次の85ページをお開きください。

それでは、本条例の内容についてご説明いたします。

本条例は、本文90条と附則でなる条例となっております。目次から全体の構成についてご説明いたします。

第1章の総則は、1条から3条までとなります。

第2章は、介護予防認知症対応型通所介護。

第3章は、介護予防小規模多機能型居宅介護。

第4章は、介護予防認知症対応型共同生活介護。

以上、3つのサービスについて、施設等の基準等を規定してございます。最後に附則となります。

先ほど説明した条例とほぼ同様の規定となっております。例えば第2章は、介護予防認知症対応型通所介護となっております。介護予防の次に記載されております認知症対応型通所介護は、先ほど説明した第4章の認知症対応型通所介護となります。

第3章は、介護予防の表記の次に、小規模多機能型居宅介護となります。先ほどの条例の第5章に小規模多機能型居宅介護となっております。

第4章も同様に、先ほどの条例とほぼ同様の内容となっております。

それでは、おおむね条文の順に従ってご説明いたします。

第1条は、趣旨となります。介護保険法第115条の12第2項第1号は、次の86ページをお開きください。中段にあります第2条第2項をご覧ください。条例で定める者は、法人である者とするとの規定になります。

すみません。85ページにお戻りください。

第1条をご覧ください。115条の14第1項及び第2項については、事業の人員、設備、運営の基準を定める規定となります。

次のページの86ページをお開きください。

第2条、第3条は、定義、一般原則が規定されております。

同ページの下段から、第2章、介護予防認知症対応型通所介護になります。認知症の方が利用できる通所介護のサービスとなります。このサービスは、先ほどご説明しました条例の第4章に、ほぼ同様の定めとして規定されてございます。

第4条の基本方針から人員及び設備の基準について、87ページの第5条、88ページの第6条、第7条に単独型及び併設型の介護予防認知症対応型通所介護が規定され、89ページの第8条、第9条、第10条に共用型で行う基準が規定されております。運営に関する基準は、91ページの第11条から98ページの第40条に規定されております。

次に、本条例には、各章に介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が定められております。同ページの下段の41条に基本取り扱い方針、次のページの第42条に具体的取り

扱い方針として定めております。

この後の第3章、第4章も同様の構成となっております。

100ページをお開きください。

第3章、介護予防小規模多機能型居宅介護となります。このサービスは、先ほどご説明いたしました条例の第5章と同様の定めとして規定されております。要支援の方も受けられるサービスです。

第44条から103ページの第46条まで、人員に関する基準となります。通所、訪問、宿泊に対応した人員が規定されております。

104ページをお開きください。

第47条に登録定員及び利用定員、第48条に設備及び備品等の基準が定めてございます。運営の基準は105ページの第49条から第64条に規定されております。

109ページをお開きください。

第65条は、準用規定となります。

次の第66条に、このサービスの基本取り扱い方針が、次のページの第67条に、具体的取り扱い方針が定めております。

112ページをお開きください。

次に、第4章、介護予防認知症対応型共同生活介護をご説明いたします。

いわゆるグループホームと言われているものです。認知症の高齢者に対して共同生活をする住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。このサービスは、先ほどご説明しました条例の第4章とほぼ同様の定めとして規定されております。要支援2の方も受けられるサービスです。

同ページの第71条から114ページの第73条に人員に関する規定が定めてございます。

114ページの第74条には、設備に関する基準を定めております。

第75条から117ページの第85条までが運営に関する基準が定められてございます。

第86条は、この章の準用規定となります。

次のページの第87条に、このサービスの基本取り扱い方針が、第88条に、具体的取り扱い方針が定めております。

次のページとなります第89条、第90条に、介護支援等についての方針等が定められております。

120ページをお開きください。

最後に附則となりますが、この条例は、平成25年4月1日から施行いたします。

なお、議案の説明資料には、基準の内容等が各章別に記載してございます。審議の参考にいただければと思います。

説明につきましては、以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 議第1号とこの議第2号の区別がいま一つよくわからないところがあるんですが、第2号については、いわゆる介護の要支援者を対象にしたものであるというような理解をしていいのかどうか。例えばデイサービス、こういったものは議第2号に入ってくるんだよというような理解をしていいのかどうか。

また、施設自体とすれば、要は同じ施設で予防サービスと同時に行っているところが多分、多いんじゃないかと思うんですが、1号、2号の違いについては、そういう理解でいいのかどうか。

○議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） それでは、ただいまのご質問に対してのご説明でございますが、説明資料の9ページをお開きいただけますか。

9ページに基本方針として、要介護1から5と要支援1から2、こういった方が扱えるというこういった違いでございます。それで、基本方針の右側のところに要介護1から5ということが載っておりまして、これが第4章に当たる認知症対応型通所介護の基本方針でございます。要支援1、2の方が利用できるものが第2章、介護予防認知症対応型通所介護でございます。

同様に、13ページをお開きください。

13ページも小規模多機能型居宅介護、これに第3章として、これは第2号の条例なんですけれども、介護予防、こういった部分がついております。こういった違いがございまして、前回の条例の中では第5章、小規模多機能型居宅介護は要介護1から5、今回提案してございます第3章については要支援1から2、こういった方が利用できます。

引き続きまして、14ページ、これはグループホームでございますので、前の2つは要支援1、2の方が利用できましたが、ここは要支援2の方しか利用できないというこういった違

いがございます、この3つが今回の議第2号での提案内容でございます。

具体的には要支援の方が使える地域密着型のサービスがこの2章、3章、4章の前の条例が今回の条例では、2章、3章、4章になっております。

以上です。

○議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第2号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

◎議第3号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第3号 下田市一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

環境対策課長。

○環境対策課長（大川富久君） それでは、議第3号 下田市一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の制定につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の121ページをお開きください。

議第3号 下田市一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の制定について。

下田市一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴い、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準について定めるものでございます。

それでは、条例の内容につきましては、次のページをお開きください。

下田市一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例。

第1条、趣旨でございますが、本条例の根拠法令と趣旨を明らかにしたものでございます。

第2条、技術管理者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項の規定により、地方公共団体の設置する一般廃棄物処理施設に置かなければならない技術管理者の資格について定めるものでございます。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項で、環境省令で定める基準を参酌して条例で定めることとなっておりますが、資格要件の検討をした結果、これまで環境省令で定めていた資格要件による技術管理者により、施設の適正な維持管理が行われており、特段の課題が生じていないこと。また、民間が設置する施設における技術管理者の資格要件との整合性を図る観点などから、今回の改正により、条例で定める技術管理者の資格については、環境省令で定める資格要件のとおりとするものでございます。

附則でございますが、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議第3号 下田市一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の制定につきまして説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番。

○7番（沢登英信君） この基準を定めて安全な管理を進めていくと、こういうことになろうかと思うわけですが、現在のこの管理及び管理者の資格を持っている者を育てていくといえますか、確保していくという点についてはどのような方針をお持ちなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大黒孝行君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大川富久君） 今後の人材育成につきましては、現在もそうなんです、日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者に関する講習に参加させて、資格を取らせるというような考えでおります。

以上です。

○議長（大黒孝行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第3号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

◎議第4号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第4号 下田市道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（土屋範夫君） それでは、議第4号 下田市道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の124ページをお開きください。

下田市道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び第105号）の施行に伴い、市道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定めるためでございます。

それでは、条例の内容につきましては、条例改正関係等説明資料の29ページのほうをお開き願います。

第1条は、本条例の根拠法令と趣旨を定めてございます。

第2条は、市道の構造の技術的基準の項目を定めております。

定める項目につきましては、幅員、線形、視距、勾配、路面、排水施設、交差または接続、待避所、横断歩道橋、柵その他安全な交通を確保するための施設などの技術的基準について、参酌すべき基準である道路構造令を基本として定めております。

なお、国道、県道のみに係る基準であるとかあるいは本市に現存しない路面電車、市道上の立体横断施設、エレベーター、エスカレーター、道路付属物としての自動車駐車場及び積雪地域に係る基準等は除くこととしております。また、本市の地域性を考慮した独自の基準は現在ございませんので、今回は項目を挙げておりません。

本条に列挙している項目につきましてはの構造に関する基準は、規則に委任をしております。

次に、第3条は、市道に設ける道路標識の寸法を定めております。市道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法を定めるものでございます。これらの標識の寸法は、規則に委任をしております。

規則の内容は、参酌すべき基準である内閣府令・国土交通省令を基本として定めるものでございます。

第4条は、本条例に定める移動等円滑化のための必要な道路構造の基準について定めております。

この第4条につきましては、第二次一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促

進に関する法律の一部改正に伴い、同法第10条第1項の規定により、道路に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造基準を定めようとするものでございます。

障がい者等の移動等の円滑化や道路の安全性について、一層の向上を図ることを趣旨として基準について定めるものでございます。同じく省令を参酌し、規則で定めるものでございます。

それでは、議案件名簿に戻っていただきまして、125ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議第4号 下田市道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第4号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

◎議第5号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第5号 下田市準用河川管理施設等の構造の技術基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（土屋範夫君） それでは、議第5号 下田市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の126ページをお開きください。

下田市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、河川管理施設等の構造について、河川管理上必要とされる技術的基準を定めるためでございます。

それでは、条例の内容につきましては、条例改正関係等説明資料の31ページをお開きくだ

さい。

第1条は、趣旨を定めております。

次に、第2条につきましては、河川管理施設等の構造の技術的基準に関する項目として6施設を定めたものでございます。

その施設でございますが、第1条で規定しております河川管理施設等構造令、いわゆる政令を参酌して項目を列挙しております。項目としては、堤防、床どめ、堰、水門及び樋門、橋、伏せ越しの6施設でございます。

なお、政令には、項目として規定はされておりますが、本市が管理している準用河川の規模から想定できない施設であるダム、揚水機場、排水機及び取水塔は、本条から除外をしてございます。

この条例で各号列挙いたしました施設の構造の技術的基準は、規則に委任しております。

次に、第3条は、本条例の技術上の基準が適用されない河川管理施設等を規定したものでございます。

応急措置によって設けられる施設等、臨時に設けられる施設など工事のため仮に設けられる施設など、特殊な構造の河川管理施設等で、その構造が規則で定めるものと同等以上の効力があると市長が認めるもの。

以上の4項目については、適用しないこととしております。

次に、第4条は、計画高水流量等の決定または変更があった場合の適用の特例について規定をしたものでございます。

計画高水流量につきましては、河道を設計する場合に基本となる流量のことでございます。

それでは、議案件名簿に戻っていただきまして、128ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は、平成25年4月1日から施行するとするものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議第5号 下田市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番。

○7番（沢登英信君） 議第4号、第5号も同様であろうと思いますが、この第2条で技術基

準は規則で定めるということで、規則委任になっているわけであります。そしてその基準は、河川管理施設等構造令に規定するものということで、その原則に従わなきゃならん、こういうぐあいに定めているわけでありますけれども、この規則で定めるは、既に規則が定められているのかと、この条例ができてからということではあろうと思いますが、どういう規則になるのかという点。

それと、河川管理施設の構造令との関係はどのように現在考えられているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大黒孝行君） 建設課長。

○建設課長（土屋範夫君） ご存じのように、今回の建設課にかかわる条例につきましても、他課の条例も同様でございますが、地域主権改革による関係法令の改正を受けて条例を整備しなさいということで、当課の所管する道路、河川の条例を今回上程させていただいておりますが、これはいろいろなスタイルがあるんですが、今回は静岡県あるいは他市の状況も参考にさせていただきながら条例の手法を組み立てまして、大どころにつきましては条例で規定して、詳細の政令を参酌しながらの構造令等につきましては、規則で細かい部分を適用させていただきまして対応させていただくと、こういう方法での条例整備をさせていただきました。

ご指摘の規則につきましては、既に案をつくってございまして、これにつきましては同様に平成25年4月1日から施行するとするもので対応するところでございます。

それと2点目の現在管理している施設との関係のことでしょうか、これとのかかわりということでご指摘があったようでございますので、その点につきましてはご存じのように、現在準用河川、下田市長が指定する河川でございますが、43本ございます。そのうちのご存じのように、大きな川というのは2級河川で県が管理しています。小さな川でございますので、条例を引きますけれども、現実としては今現に管理している川の維持管理に努めることになろうかと思えます。

そういう中で、新たに河川の大がかりな改築であるとか、そういうものについては当然これらのものを尊重しながらやることになろうかと思えますが、現状あるものについては、従来どおりの維持管理ということでございます。用地の問題とか、川幅の問題がありますので、大きな改良あるいは改築には結びつかないと思えます。

したがって、大きな災害等を受けた場合は、当然準用河川でもありますけれども、こういう構造令を尊重しながら、安全な基準で地域の公共施設として維持管理をしていくと、こう

というような姿勢になろうかと思えます。

一応以上でございます。

○議長（大黒孝行君） 7番。

○7番（沢登英信君） 委員会審議の中では、この規則も提案いただけるということでいいかと思えますが、終わります。

○議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

5番。

○5番（鈴木 敬君） すみません。初歩的な用語の説明、質問ですみませんが、第2条のところで（2）の床どめですかというのと（4）の水門及び樋門というのと、あと（6）の伏せ越し、これはどういうものなのかわからないもので、説明していただけますか。

○議長（大黒孝行君） 建設課長。

○建設課長（土屋範夫君） それでは、床どめの定義といたしますか、内容について、普通河床の洗掘を防いで、河川の勾配を安定させるために河川を横断して設けられる施設で難しい言葉ですけれども、河川の底に落差があるような場合は底が洗われますので、そういうところにいろいろな工法で洗われないように安定させるためのことを床どめということで、床どめ等あるいは落差のあるところでは、その名称を落差工あるいは落差がないところでは河床の根固めと、河床を安定させることで洗われないようにということで帯工、こういうようなことと呼ばれております。最近の例ですと、平成3年の災害で落合ダムが大きな災害を受けております。またそちらのほうを通る機会がございましたら、ところどころにそういう落差工とか帯工で床どめを強固にしている場所がありますので、参考にしてください。

それから、水門と樋門でございますが、大きな差はないんですが、水門で一番代表的なのは沼津港にございますびゅうお、ああいうものが水門の代表的なもので、橋のように堤防の両側にわたって設けられている施設で、水の浸入を防ぐというものでございます。

樋門というのは、河川や用水路によく見かける構造になっていまして、小さなものでこれにつきましては、通常は内水を外に川とか海岸のほうに出すんですけれども、それを内水の排除を目的としてつくってございまして、水門の小さなものということで理解していただきたいと思えます。吉佐美の大浜グラウンドのところに、以前、今ちょっと工法を変えましたけれども、入り口のほうに管理棟の入り口のほうに川がありまして、そこから堤防の中を通過して、それが外に出るところに樋門ということでバルブ式のものが以前はございましたが、県のほうの改修でそこに避難路をつくるということで、その付近がフラップゲートに

改良されておりまして、現場でも見るのが過去にあったかと思えます。

あと、伏せ越しでございますが、これは揚水施設または排水施設であるオープン水路が河川法の適用を受ける、今回でいいますと準用河川の適用を受ける河川と交差する場合において、逆サイフォン構造で川の底を横断する工作物ということです。ちょっとわかりにくいですが、排水路である水路、用水路で想定しますと、用水路であるとか、排水路が河川と交差する場合は、対岸の地形が低い場合は逆サイフォンで河川を自然流下させて、反対側のほうに渡る施工方法のことでございまして、通常流れる河川をそういう横断する施設が河川の下を潜らせるというそういうことで、河川管理者側のほうから言っている話でございまして、他の工作物あるいは用水路が通常正常に流れる河川を横断する場合の工法のことを言っています。いわゆる平たく言うと、川を潜って自然勾配がとれるような形で用水路が横断していくということで、この事例につきましては現在、私の知る限りでは、管内ではございません。以上です。

○議長（大黒孝行君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第5号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第6号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第6号 下田市営住宅等整備基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（土屋範夫君） それでは、議第6号 下田市営住宅等整備基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の129ページをお開きください。

下田市営住宅等整備基準を定める条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、市営住宅整備基準を定めるものでございます。

それでは、条例の内容につきましては、条例改正関係等説明資料の33ページをお開きくだ

さい。

今回提出をさせていただきました条例につきましては、地域主権一括法の施行に伴い、公営住宅法が改正をされ、これまで国が定めた全国一律の公営住宅等整備基準を参酌して、条例整備基準を定めるものでございます。

本条例案につきましては、おおむね国が定めている整備基準のとおりでございますが、今後の整備を見据え、駐車場につきましては整備基準を独自に設けることとしてございます。

まず、第1条でございますが、本条例を制定する根拠法令及び整備基準の概要について定めてございます。

第2条につきましては、基本的な用語の定義を定めております。

第3条から第5条までは、市営住宅等の整備に当たっての基本的な理念と配慮項目について定めてございます。

第6条は、市営住宅の敷地の位置について、選定する際の基準について定めてございます。

第7条は、市営住宅の敷地の安全及び衛生についての措置を定めております。

第8条は、市営住宅の住棟等の配置についての措置を定めてございます。

第9条から第11条までは、住宅の性能、住戸面積及び設備、附帯設備等について定めております。詳細な基準は規則で定めることとしております。

第12条は、廊下、階段等の住宅の共用部分について、安全性の措置を定めております。措置基準については、規則で定めるものとしております。

第13条から第18条までは、附帯施設等の共同施設を整備する場合の配慮すべき基準について規定をしております。

第18条の駐車場につきましては、独自基準として定めております。駐車場の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の位置、規模及び住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び安全を確保するものでなければならない旨を規定してございます。

第19条は、本条例の施行に際しての基準について、規則に委任をする規定でございます。

それでは、議案件名簿に戻っていただきまして、132ページをお開き願います。

附則でございますが、第1項として、この条例は、平成25年4月1日から施行するとするものでございます。

第2項として、この条例の規定は、この条例の施行の日以後に新たに設置する市営住宅等に適用するとするものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議第6号 下田市営住宅等整備基準を定める条例の制定に

ついでの説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第6号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時56分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第7号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第7号 下田市都市公園の設置基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（土屋範夫君） それでは、議第7号 下田市都市公園の設置基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の133ページをお開きください。

下田市都市公園の設置基準を定める条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、都市公園及び特定公園施設の設置基準について定めるためでございます。

それでは、条例の内容については、条例改正関係等説明資料の37ページをお開きください。

まず、第1条でございますが、本条例の根拠法令と趣旨を定めております。

地域主権改革一括法の施行に伴い、都市公園法が一部改正され、都市公園及び都市公園施設の設置に係る基準が条例委任されることとなりました。同じく地域主権改革一括法で高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されました。このため省令で定めておりました都市公園における特定公園施設に関する基準が条例委任をされています。

これらの法律改正を受けまして、条例で必要な事項を定めるという趣旨でございます。

第2条につきましては、本条例で定める都市公園の設置基準のうち、市内の公園の住民1人当たりの敷地面積について定めをしております。

本市の都市公園の現況につきましては、9つの公園がございます。敷地面積の合計は42.27ヘクタールでございます。これを平成25年1月の人口2万4,500人で除しますと、1人当たりの面積は17.25平方メートルとなりますので、参酌基準の10平方メートル以上を満たしている状況でございます。

次に、第3条は、本条例で定める都市公園の設置基準のうち、都市公園の配置及び規模の基準について定めております。

本市の現状につきましては、中村東公園を除き基準を満たしております。

第4条は、本条例で定める都市公園の設置基準のうち、公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準について定めております。

まず、第1項では、公園施設として設けられている建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の規定でございます。原則2%を超えない割合としております。

第2項については、都市公園法施行令第6条第1項第1号に該当する休養施設、運動施設、教養施設、災害対策施設等は10%を限度に、また第2号に該当する文化財天然記念物、景観重要建築物等は20%を限度として、それぞれの割合を定めております。

参考までに、敷根公園のプールで当てはめますと、建築面積が約3,122平方メートルございます。公園敷地面積は11万8,600平方メートルでございます。割合を求めますと2.6%になりますので、第2項適用により、10%の限度ないの値となるものでございます。

第3項につきましては、都市公園法施行令第6条第1項第3号で規定した壁を有しない雨天用運動場、その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省が定めるものは10%を限度として、第2項と第3項の規定により求められる面積を超えることができるということ定めております。

第4項につきましては、3月を限度として臨時に設けられる仮設公園施設の割合を示しているものでございます。

以上、第2条から第4条の各規定につきましては、国の定める基準を参酌したものでございます。

次に、第5条は、本条例で定める都市公園の設置基準のうち、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について規定するものでございます。

特定応援施設につきましては、都市公園施設のうち、不特定多数の者が利用し、または高齢者、障がい者等が利用する施設で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令で施設が示されております。

具体的な施設としては、園路及び広場、屋根付広場、休憩所及び管理事務所、駐車場、便所、水飲み場及び手洗い場、表示板及び標識等について、国が定める基準を参酌して、また静岡県福祉のまちづくり条例も参考として基準を定めるものでございます。

詳細な基準については、規則で定めることとしております。

それでは、議案件名簿に戻っていただきまして、135ページをお開き願います。

附則でございますが、第1項は、この条例は、平成25年4月1日から施行するとするものでございます。

第2項は、この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後に新たに設置する公園に適用するものとするものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議第7号 下田市都市公園の設置基準を定める条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第7号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

◎議第8号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第8号 下田市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（平山雅仁君） それでは、議第8号 下田市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例についてのご説明を申し上げます。

議案件名簿の136ページから138ページ、また条例改正関係等説明資料の39ページから41ページをお願いいたします。

下田市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例を

別紙のとおり制定するというものでございます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準を下田市の条例で定めるものでございます。

概要でございますが、本条例の制定に当たっては、下水道施行令の基準を参酌しますが、現有及び現計画に該当しない施設の基準は除きます。

なお、地域の特性等を考慮した独自の基準を設ける事項はございません。

第1条は、本条例の根拠法令と趣旨を定めるものでございます。

第2条は、本条例において用いられる用語のうち、重要なものについてその定義を確定し、条文の簡素化と解釈の統一を図るものでございます。

第3条は、本条例で定める公共下水道の構造上の基準のうち、排水施設及び処理施設に共通する基準について、国の基準を参酌して検討した結果、安全性、耐久性、衛生、環境への影響などを考慮し、国の基準と同様のものとし、定めるものでございます。

第4条は、本条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準のうち、排水施設に関する基準について、前条に定めるもののほか、国の基準を参酌して検討した結果、安全性、耐久性などを考慮し、国の基準と同様のものとし、定めるものでございます。

第5条は、本条例で定める公共下水道の技術上の基準のうち、処理施設に関する基準について、第3条に定めるもののほか、国の基準を参酌して検討した結果、処理施設の安全、衛生、環境への影響などを考慮し、国の基準と同様のものとし、定めるものでございます。

第6条は、前3条の規定を除外する規定で、国の基準を参酌して検討した結果、工事のための仮設及び非常災害時に応急措置として建設される施設は、一時的に供用されるものであるため、構造基準を適用することは適当でないことから、国の基準と同様のものとし、定めるものでございます。

第7条は、終末処理場は、下水道の最終的処理をその機能とし、生物学的処理を行うなど、その維持管理に当たっては、常時慎重な配慮が必要であり、構造の基準のみでは十分ではないため、終末処理場の維持管理に関する基準を国の基準と同様なものとし、定めるものでございます。

附則は、本条例の施行期日について、平成25年4月1日を定めるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第8号 下田市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例についての説明を終わらせていただきます。

す。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第8号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

◎議第9号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第9号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（平山雅仁君） 議第9号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の139ページから141ページ、また条例改正関係等説明資料の42ページから43ページをお願いいたします。

下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴い、水道法については水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を、政令を参酌して条例で定める旨の改正がなされたため、必要な事項について条例で定めるものでございます。

概要でございますが、本条例の制定に当たっては、水道法施行令、水道法施行規則の基準を参酌します。

なお、地域の特性等を考慮した独自の基準を設ける事項はございません。

第1条は、本条例の根拠法令と目的を定めるものでございます。

第2条は、布設工事監督者を配置する工事を定義したものでございます。

第3条は、布設工事監督者の資格要件を定義したものでございます。

第4条は、水道技術管理者の資格要件を定義したものでございます。

附則は、本条例の施行期日について、平成25年4月1日を定めるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第9号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第9号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

○議長（大黒孝行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、本日及び明日13日は、常任委員会の審査をお願いし、14日に本会議を午前10時より開会いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでございました。

午後 1時15分散会